

【地域密着型通所介護：6時間以上7時間未満】

(単位:円/日)

介護度	介護サービス費(4)	入浴介助加算(1) (入浴した場合)	サービス提供体制強化加算(III)	介護職員処遇改善加算(II) 注1	介護職員等特定加算(II) 注2	食 事 注3	合計 (介護保険負担割合)		
							1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	676	40	6	31	7	444	1,204	1,964	2,724
要介護 2	798			36	8		1,332	2,220	3,108
要介護 3	922			42	10		1,464	2,484	3,504
要介護 4	1,045			47	11		1,593	2,742	3,891
要介護 5	1,168			52	12		1,722	3,000	4,278

※介護保険負担割合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合になります。

※他の加算(若年性認知症利用者受入加算等)が生じる場合は、事前にご連絡します。

(注1・注2)介護職員処遇改善加算は、1ヶ月の利用単位に43/1000、介護職員等特定加算は1ヶ月の利用単位に10/1000を乗じるため、1日の日割り計算の際は円未満の端数処理により金額が多少異なります。

(注3)食事444円は負担割合に関係なく1日あたりの料金です。

【認知症対応型通所介護(予防給付・介護給付)：6時間以上7時間未満】

(単位:円/日)

介護度	介護サービス費(4)	入浴介助加算(1) (入浴した場合)	個別機能訓練加算(1)	サービス提供体制強化加算(III)	介護職員処遇改善加算(II) 注4	介護職員等特定加算(II) 注5	食 事 注3	合計 (介護保険負担割合)		
								1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援1	683	40	27	6	57	18	444	1,275	2,106	2,937
要支援2	761				63	20		1,361	2,278	3,195
要介護 1	788				65	21		1,391	2,338	3,285
要介護 2	874				72	23		1,486	2,528	3,570
要介護 3	958				78	25		1,578	2,712	3,846
要介護 4	1,040				85	27		1,669	2,894	4,119
要介護 5	1,125				91	29		1,762	3,080	4,398

※介護保険負担割合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合になります。

※他の加算(若年性認知症利用者受入加算等)が生じる場合は、事前にご連絡します。

(注4・注5)介護職員処遇改善加算は、1ヶ月の利用単位に76/1000、介護職員等特定加算は1ヶ月の利用単位に24/1000を乗じるため、1日の日割り計算の際は円未満の端数処理により金額が多少異なります。

(注3)食事444円は負担割合に関係なく1日あたりの料金です。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

※1ヶ月のご利用料金は下表の【日額】×利用回数+【月額】の合計になります。(単位:円/日)

【日 額】	介護サービス費 注6	食 費 注3	合計 (介護保険負担割合)		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援1	384	444	828	1,212	1,596
要支援2	395		839	1,234	1,629

(注6)「要支援1」の上限額は、1割負担の方は1,672円、2割負担の方は3,344円、3割負担の方は5,016円です。

「要支援2」の上限額は、1割負担の方は3,428円、2割負担の方は6,856円、3割負担の方は10,284円です。

(注3)食事444円は、負担割合に関係なく、1日あたりの料金です。

(単位:円/月)

【月 額】	生活機能向上グループ活動加算	サービス提供体制強化加算(III)	介護職員処遇改善加算(II) 注7	介護職員等特定加算(II) 注8	合計 (介護保険負担割合)		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援1	100	24	71	17	212	424	636
要支援2		48	142	33	323	644	966

※介護保険負担割合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合になります。

※他の加算(若年性認知症利用者受入加算等)が生じる場合は、事前にご連絡します。

(注7・注8)介護職員処遇改善加算は、1ヶ月の利用単位に43/1000を乗じるため「要支援1」の方は月4回、「要支援2」の方は月8回の利用があったものとしています。同様に介護職員等特定処遇改善加算は、1ヶ月の利用単位に10/1000を乗じるため「要支援1」の方は月に4回、「要支援2」の方は月に8回利用があったものとしています。

また、日割り計算の際は円未満の端数処理により金額が多少異なります。

※各事業、上記の利用料の他に、日常生活費・行事代(利用者の希望によるもので利用者負担が適当なもの)の負担が生じる場合もあります。